

# 平成 29 年度 都市税財源の充実確保について

## 1. 地方一般財源総額及び地方交付税総額の確保

地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障の充実、防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスが十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財政調整機能の両機能が発揮できるよう、その総額を確保するとともに、恒常的な財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げ等により対応すること。

## 2. 社会保障に係る安定財源の確保

平成 29 年 4 月に予定されていた消費税率 10%への引上げが 2 年半先送りされたが、基礎自治体においては、既に子ども・子育て等をはじめとする社会保障の充実のための施策に取り組んでいるところであり、これら施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を確保すること。

## 3. 地方創生の実現に向けた財源の充実

地方創生の実現に向け、地域の実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくため、平成 28 年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続すること。

地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、「地方創生推進交付金」の拡充を図るとともに、地方の自由度を高め、使い勝手の良いものになるよう、要件の緩和など弾力的な運用を図ること。

## 4. 償却資産に対する固定資産税の堅持

固定資産税は市町村財政を支える安定した基幹税であることから、引き続き、その安定的確保を図ること。また、平成 28 年度税制改正において創設された償却資産に対する固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、期間の延長や対象範囲の拡大は断じて行わないこと。

## 5. ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税はその税収の 7 割が市町村に交付金として交付され、ゴルフ場関連の行政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい過疎地域や中山間地域の市町村にとっては極めて貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

## 6. 車体課税に係る市町村税収の維持・確保

自動車取得税及び自動車重量税のエコカー減税並びに軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の延長に当たっては、都市自治体の財政運営に支障が生じないようにすること。

平成 28 年 11 月

全国市長会